

25独国生総第101号
平成25年 7月26日

内閣府独立行政法人評価委員会
委員長代理 上野 俊彦 殿

独立行政法人国民生活センター
理事長 野々山

印

独立行政法人国民生活センターの役員の退職について

標記について、当センターの下記役員が退職いたしましたので、その退職手
当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏 名	■■■■■■■■■■
役 職	理 事
在職期間	平成22年1月1日から平成25年3月31日

印

独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成25年 月 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 ■■■■■ 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成25年 月 日開催の国民生活センター分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

(別紙)

前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成22年1月1日～平成25年3月31日

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値(職責にかかる項目数により算定)

① 平成21年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 28 \times 4 + 2 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 30 = 3.9 \end{array}$$

$$\underline{W = 1.0}$$

② 平成22年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 29 \times 4 + 0 \times 3 + 1 \times 2 + 0 \times 1) / 30 = 3.9 \end{array}$$

$$\underline{X = 1.0}$$

③ 平成23年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 29 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 29 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Y = 1.0}$$

④ 平成24年度(Z)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 31 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 31 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Z = 1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$\begin{array}{l} (W \times 3 \text{月} + X \times 12 \text{月} + Y \times 12 \text{月} + Z \times 12 \text{月}) / 39 \text{月} = \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 3 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月}) / 39 \text{月} = \underline{\underline{1.0}} \end{array}$$

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A+	0	0	0	0
A	28	29	29	31
B	2	0	0	0
C	0	1	0	0
D	0	0	0	0
項目数計	30	30	29	31

前理事所掌項目の評価結果

(平成21年度分)

	平成21年度
<p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。 	A
<p>(2) 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上削減（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。 	A
<p>(3) 給与水準</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。 	A
<p>(4) 随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。 	A
<p>(5) 保有資産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原事務所の施設の企画・管理・運営業務について、市場化テストを通じて有効活用を図る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 消費者への情報提供や行政機関との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、その移転について検討する。 	A
<p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供</p> <p>① P I O - N E T の刷新等</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期 P I O - N E T に係るシステムを刷新するとともに、刷新に伴う運用体系を整備して、平成22年度からの運用開始に備える。 	A
<ul style="list-style-type: none"> P I O - N E T 端末について、第1回の追加配備を行うとともに、再度、要望調査を実施のうえ、更なる追加配備を行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 総合行政ネットワーク（L G W A N）網を P I O - N E T に利用するため、消費生活センターへの L G W A N の敷設状況を調査する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 改定された P I O - N E T の「分類・キーワード（2009年度版）」を運用に供する。 	A
<p>② 「早期警戒指標」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O - N E T 情報の監視・分析に資するため、開発した早期警戒指標に基づいて情報を作成し、消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 早期警戒指標の効果的活用に資するため、利用ツール等の作成や利用環境の整備について検討を行う。 	A
<p>③ 「事故情報データバンク」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」を構築し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する事故情報等の共有化を図るとともに、インターネットを活用して事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて収集する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」に入力された情報は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。 	B
<ul style="list-style-type: none"> 「事故情報データバンク」の構築に併せ、「消費者トラブルメール箱」の運用について見直しを行う。 	B
<p>⑤ 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。 	A

<p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 	A
<p>(4) 裁判外紛争解決手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の改正を踏まえ、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に連絡会議を開催し、同種被害が多数発生している事例等について消費者庁と情報共有を図る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う。 	A
<p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T の安定的運用に資するため、「P I O - N E T つうしん」を含む P I O - N E T 運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載する。 	A
<p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。 	A
<p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 	A
<p>⑤法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。 	A
<p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。 	A
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	A
<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 	A
<p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 	A

前理事所掌項目の評価結果
(平成22年度分)

	平成22年度
(1) 一般管理費及び業務経費 ・ 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。	A
(2) 人件費 ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上削減（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。	A
(3) 給与水準 ・ 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。	A
(4) 随意契約の見直し ・ 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。	A
(5) 保有資産の有効活用 ・ 相模原事務所の施設の企画・管理・運営業務について、市場化テストを通じて有効活用を図る。	A
・ 消費者への情報提供や行政機関との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、その移転について検討する。	A
(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O - N E T の刷新等 ・ 平成22年度より運用を開始する新P I O - N E T（以下「P I O - N E T 2010」）の安定的な稼働を図るとともに、消費生活センターにおける運用状況等を調査し、システムを改善する。	A
・ P I O - N E T 端末の追加配備要望調査を実施し、その結果を踏まえて更なる追加配備を行う。	A
・ 都道府県及び政令市の消費者行政担当部局においてP I O - N E T 2010が利用できるよう、回線敷設などの環境整備を図る。	A
・ 将来的に消費生活情報の入力にかかる相談員の負担を改善するため、最新の検索技術等の動向に関する情報の収集・調査を行う。	A
② 「早期警戒指標」の整備 ・ P I O - N E T 情報の監視・分析に資するため、開発した早期警戒指標に基づいて情報を作成し、消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。	A
・ 早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度等を迅速に分析する「早期警戒情報システム」（仮称）を構築し、国や地方公共団体の消費者行政担当部局での運用に供する。	A
③ 「事故情報データバンク」の整備 ・ 事故情報データバンクの安定的な運用を図るとともに、関係機関からの改善要望等を聴取し、消費者庁との協議を踏まえてシステムの改善を図る。	A
⑤ 調査研究 ・ 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。	C

<p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 	A
<p>(4) 裁判外紛争解決手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に連絡会議を開催し、同種被害が多数発生している事例等について消費者庁と情報共有を図る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う。 	A
<p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T の安定的運用に資するため、「P I O - N E T つうしん」を含むP I O - N E T 運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加配備されたP I O - N E T 端末を活用し、緊急情報を速やかに提供するため、「消費生活相談緊急情報」を「消費者行政フォーラム」に毎月2回掲載する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加配備されたP I O - N E T 端末を活用し、緊急情報を速やかに提供するため、「製品関連事故情報」を「消費者行政フォーラム」に毎月掲載する。 	A
<p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。 	A
<p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 	A
<p>⑤法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。 	A
<p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。 	A
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画別紙1から別紙3のとおり。（省略）</p>	A
<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 	A
<p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 	A

前理事所掌項目の評価結果

(平成23年度分)

	平成23年度
(1) 一般管理費及び業務経費 ・ 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。	A
(2) 人件費 ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上削減（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。	A
(3) 給与水準 ・ 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。	A
(4) 随意契約の見直し ・ 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。	A
(5) 保有資産の有効活用 ・ 相模原事務所の施設の企画・管理・運営業務について、市場化テストを通じて有効活用を図る。	A
(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O - N E T の刷新等 ・ 平成22年度より運用を開始した新 P I O - N E T（「P I O - N E T 2010」）の安定的な稼動を図るとともに、消費生活センターにおける運用状況及び改善要望等を元に、システムを改善する。	A
・ 開設日が週3日以下で P I O - N E T 端末の配備を希望する消費生活相談窓口については、予算の状況、利用環境の整備等を勘案しつつ、優先順位に応じて順次、端末機の配備を行う。	A
・ 将来的に消費生活情報の入力にかかる相談員の負担を改善するため、昨年度の動向調査を踏まえ、最新の検索技術等について調査・研究に着手する。	A
② 「早期警戒指標」の整備 ・ P I O - N E T 情報の監視・分析に資するため、開発した早期警戒指標に基づいて情報を作成し、消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。	A
・ 早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度等を迅速に分析する「消費生活相談早期警戒システム」（P I O - A L E R T）の安定的な稼動を図るとともに、国や地方公共団体の消費者行政担当部局からの改善要望等を聴取し、システムの改善を図る。	A
③ 「事故情報データベース」の整備 ・ 事故情報データベースの安定的な運用を図るとともに、関係機関からの改善要望等を聴取し、消費者庁との協議を踏まえてシステムの改善を図る。	A
(2) 国民への情報提供の強化 ① 報道機関等を通じた情報提供 ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。	A
② ホームページ、出版物等による情報提供 ア. ホームページ ・ コンテンツの迅速な追加・更新、新規コーナーの追加等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。	A
・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。	A

ウ. 高齢者や障害者等への情報提供 ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。	A
・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。	A
③消費者庁の行う注意喚起への協力 ・ 消費者庁が行う注意喚起について、ホームページ、出版物等を通じて消費者に情報提供する。	A
(5) 関係機関との連携 ①消費者庁 ・ 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知する。	A
・ 定期的に連絡会議を開催し、同種被害が多数発生している事例等について消費者庁と情報共有を図る。	A
②消費生活センター ・ P I O - N E T の安定的運用に資するため、「P I O - N E T つうしん」を含むP I O - N E T 運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載する。	A
③国の行政機関 ・ 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。	A
④独立行政法人 ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。	A
⑤法令照会への対応 ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。	A
⑥情報公開 ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。	A
(9) 地方公共団体に対する支援 ・ 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、都道府県へのヒアリングやアンケート調査の結果を踏まえ、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対し助言・指導を行う。	A
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり。（省略）	A
(2) 人事に関する計画 ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。	A
・ 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。	A
(3) 中期目標期間を超える債務負担 ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	A

前理事所掌項目の評価結果
(平成24年度分)

	平成24年度
(1) 一般管理費及び業務経費 ・ 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。	A
・ 借り上げ宿舍制度については、平成23年末、国家公務員宿舍についての削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったこと等を踏まえ、平成24年度中に運用の見直しを検討する。	A
(2) 人件費 ・ 総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成23年10月28日閣議決定）の趣旨を踏まえた人件費の見直しを行う。	A
(3) 給与水準 ・ 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。	A
(4) 随意契約の見直し ・ 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。	A
(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O - N E T の刷新等 ・ 平成22年度より運用を開始した新P I O - N E T（P I O - N E T 2010）の安定的な稼働を図るとともに、苦情相談の受付からP I O - N E T 登録までの期間の更なる短縮等を図るため、「P I O - N E T 刷新に関する検討会」での議論を踏まえ、P I O - N E T システムに関する刷新の基本方針を策定する。	A
・ 平成19年度策定のP I O - N E T 最適化計画で目標とされた事項が、P I O - N E T 2010 で達成されているかについて、「P I O - N E T 刷新に関する検討会」における議論を踏まえて検証する。	A
「P I O - N E T 刷新に関する検討会」での議論及び最新の検索技術等についての調査・研究結果を踏まえつつ、テキストマイニング等の次期システムへの採用について検討する。	A
② 「早期警戒指標」の整備 ・ P I O - N E T 情報の監視・分析に資するため、開発した早期警戒指標に基づいて情報を作成し、消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。	A
・ 早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度等を迅速に分析する「消費生活相談早期警戒システム」（P I O - A L E R T）の安定的な稼働を図るとともに、国や地方公共団体の消費者行政担当部局からの改善要望等を聴取し、システムの改善を図る。	A
③ 「事故情報データベース」の整備 ・ 事故情報データベースの安定的な運用を図るとともに、関係機関からの改善要望等を聴取し、消費者庁との協議を踏まえてシステムの改善を図る。	A
(2) 国民への情報提供の強化 ① 報道機関等を通じた情報提供 ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。	A
② ホームページ、出版物等による情報提供 ア. ホームページ ・ コンテンツの迅速な追加・更新、新規コーナーの追加等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。	A

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 	A
<p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題の専門情報としてWEB版「国民生活」のコンテンツを作成し、定期的にホームページへ掲載するとともに、同コンテンツの簡易冊子を関係各所に配布する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ WEB版「国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図るとともに、視覚障害者のためのデジ版を作成する。 	A
<p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。 	A
<p>③消費者庁の行う注意喚起への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁が行う注意喚起について、ホームページ、出版物等を通じて消費者に情報提供する。 	A
<p>（５）関係機関との連携</p> <p>①消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に連絡会議を開催し、同種被害が多数発生している事例等について消費者庁と情報共有を図る。 	A
<p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T の安定的運用に資するため、「P I O - N E T つうしん」を含むP I O - N E T 運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載する。 	A
<p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。 	A
<p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 	A
<p>⑤法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。 	A
<p>⑥情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。 	A
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画別紙1から別紙3のとおり。（省略）</p>	A
<p>（２）人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 	A
<p>（３）中期目標期間を超える債務負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 	A

前理事の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成22年1月1日に独立行政法人国民生活センター理事就任
- ・平成25年3月31日に退任

2. 在職期間

3年3ヶ月

3. 職務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）総務部、経理部、情報部（平成23年度より情報管理部）、紛争解決委員会事務局（紛争解決手続の実施業務を除く）を所掌。

4. 主たる業務

理事は、センターの理事に就任以来、総務部（地方支援業務と広報業務を含む）、経理部、情報部（平成23年度より情報管理部）、紛争解決委員会事務局（紛争解決手続の実施業務を除く）を所掌する職にあって、担当業務を積極的に推進することを通し、理事長を的確に補佐し、次に挙げる業績を上げた。

○総務業務（地方支援業務と広報業務を含む）

業務の効果的な推進のために業績手当制度を運用し、職員の意識改革と人材の適正活用に努め、センターの総合力の発揮に尽力した。総人件費については、役職員の給与に関し、国家公務員との給与水準差等を勘案し、職員給与の昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員の人数の削減、管理職手当の縮減、特別手当の減額等の措置を指導した。

また、効果的な地方消費者行政遂行支援のため、消費者庁との関係強化や消費生活相談専門家による巡回訪問事業の実施に精力的に取り組んだ。

さらに、消費者問題の啓発等に尽力するとともに情報提供等に努め、毎月の記者説明会の円滑な遂行に尽力した。

○経理業務

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、入札・契約の適正な実施を推進した。センターの保有する施設の有効活用等を図るため、相模原事務所については、内閣府官民競争入札等監理委員会と調整のうえ、相模原事務所の企画・管理・運營業務の民間競争入札（市場化テスト）実施要項を作成して、入札の実施に尽力した。

○情報管理業務

P I O-N E Tの刷新を実施するとともに新システム（P I O-N E T 2 0 1 0）の安定稼働に努め、さらに、次期P I O-N E Tの刷新にも着手した。「早期警戒指標」に基づく情報の作成と提供の実施に加え、消費生活相談早期警戒システム（P I O-A L E R T）を構築し、P I O-A L E R T上で早期警戒指標を利用できる環境を提供した。「事故情報データバンク」については、消費者庁と連携し、参画機関からの事故情報を一元的に収集するシステムを構築し、運用開始後もシステムの整備に努めた。また、P I O-N E T情報を活用しつつ、消費生活に重大な影響を及ぼす問題に関する調査研究や「国民生活動向調査」等を着実に遂行した。平成22年度の国民生活動向調査では、入札により委託した調査会社のサンプリングに問題があることが判明し、新たな調査会社に業務委託をしたため、調査結果報告が延期されることとなったが、委託会社の変更について関係者との総合調整を的確かつ円滑に行い、業務を遂行した。

○紛争解決委員会事務局（紛争解決手続の実施業務を除く）業務

国民生活センターによる裁判外紛争解決手続（A D R）を実施する「紛争解決委員会」が設置されたことを受け、委員会において重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続が円滑に実施できるよう、紛争解決委員会事務局の体制整備を指揮した。申請事案の件数増や手続期間の所要日数の短縮化など事務局業務の推進に尽力した。